

本商品は新規のお取扱いを終了しております

能登半島復興応援定期積金（スーパー積金）

2024年12月2日現在

商品名	能登半島復興応援定期積金（スーパー積金）
商品の主な特徴	「能登半島復興応援定期積金」は、能登半島地震にかかる復興支援の一助として企画された商品です。信用金庫が販売する「能登半島復興応援定期積金」の募集総額の0.25%を義援金として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫が能登半島地震の被災地方公共団体のうち6市町村（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に対して寄附を行います。 ご契約者には、寄附金のご負担はありません。
販売対象	個人の方および法人、地方公共団体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
取扱期間	2024年12月2日 ～ 2025年2月28日 ※募集総額に達した場合や市場動向により、期間内であっても取り扱いを一時停止または終了する場合があります。
期 間	5年（払込回数 60回）
募集総額	12億円
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	預金口座からの引き落としにより掛金を払込みします。 10,000円以上 10,000円の整数倍
払戻方法	満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	固定金利 0.150% ご契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補填金は満期日以降に一括してお支払いします。 給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高に年利回りを乗じて計算します。
税 金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 法人は法人課税（非課税対象先もあります）となります。
手 数 料	不要です。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%（但し、解約日における普通預金利率を下限とします。）
金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。
その他	個人の方は、満期振替先口座を設定し約定満期日に自動解約処理として口座に入金します。 この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期積金規定により取り扱います。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811） 金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242） 福井弁護士会紛争解決センター（電話：0766-23-5255） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-2249） 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他参考 となる事項	払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延利息をいただきます。 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
------------------------	--